

平成30年度第1回大船渡市個人情報保護審査会 資料

平成30年10月22日

○議事

(1) 会長及び副会長の互選について

大船渡市個人情報保護審査会会長及び副会長の選任について、大船渡市個人情報保護条例第46条第1項の規定により、お諮りいたします。

大船渡市個人情報保護条例（抜粋）

（会長及び副会長）

第46条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(2) 大船渡市個人情報保護審査会の職務について

当審査会は、市が保有する個人情報の収集、利用又は提供に関し、条例に規定するほか公益上の必要がある場合にその取扱いについて意見を聴くため、また、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定やこれらの請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合に、迅速かつ公正な救済手続を保証するため設置するもので、実施機関からの諮問を受けて開催することとなります。

大船渡市個人情報保護条例（抜粋）

（収集の制限）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法律（これに基づく命令を含む。）、県の条例若しくは規則、市の他の条例若しくは規則又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に規定する処理基準（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）その他公共団体及び公共的団体（以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ず、かつ、本人の利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が大船渡市個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は実施機関が審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、個人情報（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって特定個人情報でないもの並びに特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に対して当該国等の所掌事務の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合であって、当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第7条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

第4章 救済措置

(審査会への諮問等)

第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、大船渡市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、不服申立ての全部を認容して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、不服申立ての全部を認容して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は、不服申立てを受理した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

第5章 大船渡市個人情報保護審査会

(設置等)

第43条 第5条第2項第9号及び第3項ただし書、第6条第1項第7号並びに第7条ただし書の規定による諮問並びに第40条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、大船渡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第44条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第45条 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長及び副会長)

第46条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第47条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、第40条第1項の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

(審査会の調査権限)

第48条 審査会は、第40条第1項の規定による諮問があった場合において、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第40条第1項の規定による諮問があった場合において、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立

人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第49条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第50条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第51条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第48条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第49条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧）

第52条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について不服申立人等から閲覧の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めなければならない。

2 審査会は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第53条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第54条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとする。

2 審査会は、前項の諮問が第40条第1項の規定によるものであるときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

（庶務）

第55条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（会長への委任）

第56条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第7章 罰則

（罰則）

第65条 第45条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(3) 個人情報の開示等の状況について

(平成30年9月30日現在)

① 個人情報取扱事務の届出件数

実施機関の区分	個人情報取扱 事務届出件数	内訳	
		全庁共通事務	固有事務
市長	329	15	314
教育委員会	45		45
選挙管理委員会	9		9
監査委員			
農業委員会	13		13
固定資産評価審査委員会	1		1
水道事業管理者の権限を行う市長	18		18
議会	1		1
計	416	15	401

注1 「全庁共通事務」とは、各課等において共通して実施している事務をいう。

2 「固有事務」とは、特定の課等においてのみ実施している固有の事務をいい、複数の課等で主、従の関係で同一の事務を行っている場合も含む。

大船渡市個人情報保護条例（抜粋）

（個人情報取扱事務の届出）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」をいう。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を分掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- (9) その他実施機関が定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であつた者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

② 実施機関別の個人情報の開示請求等の状況

実施機関の区分	平成29年度				平成30年度			
	開示	口頭開示	訂正	利用停止	開示	口頭開示	訂正	利用停止
市長	4	4						
教育委員会								
選挙管理委員会								
監査委員								
農業委員会								
固定資産評価審査委員会								
水道事業管理者の権限を行う市長								
議 会								
計	4	4						

③ 個人情報の開示請求等に対する決定の状況

ア 開示請求

年 度	件数	処 理 状 況					
		開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	処理中
平成29年度	4	3	1				
平成30年度	0						

【平成29年度内訳】

No.	請 求 年月日	被請求者	請求内容	決定内容・ 決定年月日
1	H29. 5. 15	市長	市に提出した家賃領収書及び 委任状	開示 H29. 5. 25
2	H29. 7. 25	市長	市に提出した家賃領収書及び 委任状	開示 H29. 7. 28
3	H29. 8. 23	市長	介護施設から市が提供を受け た介護記録	部分開示※ H29. 10. 5
4	H29. 9. 22	市長	市に提出した家賃領収書及び 委任状	開示 H29. 9. 26

※対象文書に、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれていたことから、一部を非開示としたもの。

イ 口頭開示請求

年 度	件数	処 理 状 況					
		開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	処理中
平成29年度	4	4					
平成30年度	0						

【平成29年度内訳】

No.	請求年月日	被請求者	請求内容	決定年月日
1	H29. 11. 1	市長	平成29年度大船渡市職員採用資格試験の第1次試験結果の個人順位と個人点数	H29. 11. 1
2	H29. 11. 1			H29. 11. 1
3	H29. 11. 13			H29. 11. 13
4	H29. 11. 27			H29. 11. 27

ウ 訂正請求

年 度	件 数	処 理 状 況					
		訂正	部分訂正	非訂正	不存在	取下げ	処理中
平成29年度	0						
平成30年度	0						

エ 利用停止請求

年 度	件 数	処 理 状 況					
		利用停止	部分利用停止	非利用停止	不存在	取下げ	処理中
平成29年度	0						
平成30年度	0						

④ 不服申立ての状況

年 度	件 数	処 理 状 況						
		決 定				取下げ	審査中	受 理
		却下	棄却	一部認容	認容			
平成29年度	0							
平成30年度	0							

⑤ 訴訟の状況

年 度	件 数	処 理 状 況						
		決 定				取下げ	和 解	継続中
		却下	棄却	一部認容	認容			
平成29年度	0							
平成30年度	0							

大船渡市個人情報保護条例（抜粋）

（開示請求等の特例）

第24条 実施機関が別に定める個人情報は、第12条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による口頭による開示請求があったときは、第17条第1項、第18条第1項及び第22条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。